

奈良県公安委員会告示第20号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づき、
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等
取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により、次のとおり公
表する。

平成27年2月24日

奈良県公安委員会
委員長 飯 降 政 彦

1 受講対象者

奈良県内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者（以下「初心者」という。）
- (2) 猟銃若しくは空気銃の取扱いに関する講習修了証明書の交付を受けた日から起算
して3年を経過した者又は経過しようとする者で、猟銃若しくは空気銃の所持の許
可の更新又は更に新たな所持の許可を受けようとするもの（以下「経験者」という。
）

2 開催日時及び場所並びに定員

(1) 初心者

開 催 日 時	場 所	定 員
平成27年5月1日（金） 午前10時から午後5時まで	大和高田市西町1番60号 奈良県中和労働会館	40人
平成27年8月7日（金） 午前10時から午後5時まで	同 上	40人

(2) 経験者

開 催 日 時	場 所	定 員

平成27年4月10日（金） 午後2時から午後5時まで	大和高田市西町1番60号 奈良県中和労働会館	100人
平成27年5月8日（金） 午後2時から午後5時まで	同 上	40人
平成27年6月12日（金） 午後2時から午後5時まで	同 上	100人
平成27年7月10日（金） 午後2時から午後5時まで	同 上	100人
平成27年8月14日（金） 午後2時から午後5時まで	同 上	40人
平成27年9月11日（金） 午後2時から午後5時まで	同 上	40人

3 講習内容

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講手続

受講しようとする者は、受けようとする講習日の2週間前までに、次により申込みを行うこと。

(1) 申込場所

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎及びさくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

(2) 提出書類

ア 猟銃等講習受講申込書 2通

イ 写真（申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦

の長さ 3. 0 センチメートル、横の長さ 2. 4 センチメートルのもの) 2 枚

5 講習手数料 (受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。)

(1) 初心者 6, 8 0 0 円

(2) 経験者 3, 0 0 0 円

なお、申込みをした講習を受講しなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 その他

(1) 携行品

筆記具及び印鑑

(2) 問い合わせ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課 (係)

イ 警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号 0 7 4 2 - 2 3 - 0 1 1 0 内線 3 0 4 5